○○土地改良区○○ダム管理規程

第1章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、○○事業によって造成された土地改良施設の維持管理計画書第○章第○節に基づき、○○ダム（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について、必要な事項を定めるものとする。

（管理者の業務）

第２条　ダム管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程の定めるところにより、ダムを管理するものとする。

２　管理者は、ダムの操作にあたっては農業、○○事業相互間の受給調整について留意し、水資源の有効利用を図らなければならない。

【備考】

農業専用のダムにあっては、本項を削る。

（異例の処置）

第３条　管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ○○土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

２　前項ただし書きの場合は、事後すみやかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第２章　貯水、取水または放流に関する事項

第１節　ダムの水位及び貯水

（満水位）

第４条　ダムの満水位は標高○○メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

（低水位）

第５条　ダムの低水位は標高○○メートルとし、監査、補修その他特に必要とする場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

（水位の基準）

第６条　ダムの水位は、すべて堤体（又は取水塔）に取り付けられた水位計の示度によるものとする。

（貯水）

第７条　管理者は、かんがい用水等を確保するため、ダム容量配分計画により原則として毎年○月○日までにダムの貯水を満水位にするものとする。

２　ダム容量配分計画は別表のとおりとする。

（かんがい用水のための利用）

第８条　かんがい用水のための利用は、標高○○メートルから標高○○メートルまでの容量、最大○○立方メートルを利用して行なうものとする。

（○○事業のための利用）

第９条　○○事業のための利用は、標高○○メートルから標高○○メートルまでの容量、最大○○立方メートルを利用して行なうものとする。

【備考】

農業専用のダムにあっては、本条を削る。

第２節　取水

（かんがい期間）

第10条　毎年○月○日から○月○日までをかんがい期間とする。

（かんがい用水の取水）

第11条　管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮して受益地の必要な水量をダムから取水しなければならない。

２　管理者は、かんがい期間において異常渇水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。

（計画取水量）

第12条　かんがい用水のためのダムからの取水量は、次に掲げる量を基準とする。

　〔例〕

　　○○用水取水量

　　○月○日から○月○日まで、毎秒○○立方メートル

【備考】

ダム地点において直接取水せず、河川を利用して下流地点において取水する場合にあっては、次項により記載し、第11条及び第13条中「取水」とあるのは「放流」と書き改めるものとする。

２　かんがい用水のためのダムからの放流量は、下流各地点における時期別の取水量からそれぞれの取水地点における河川の自然流量を控除した量とし、次に掲げる水量を基準とする。

〔例〕

（単位　毎秒立方メートル）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地点 | 区分 | かんがい期間 | その他の期間 | 備考 |
| 苗代期 | 移植期 | 普通期 |
| ○月○日～○月○日 | ○月○日～○月○日 | ○月○日～○月○日 | ○月○日～○月○日 |
| ○○ | 計画取水量ダム放流量 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 | 計画取水量ダム放流量 |  |  |  |  |  |  |

（○○事業の取水）

第13条　管理者は、○○事業のため、かんがい期間にあっては毎秒○○立方メートル、その他の期間にあっては毎秒○○立方メートルをダムから取水することができるよう努めるものとする。

２　管理者は、ダムの操作を行なおうとする場合において、○○事業の取水に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、○○事業の責任者と協議するものとする。

【備考】

農業専用のダムにあっては、本条を削る。

（責任放流）

第14条　ダムからの責任放流量は、毎秒○○立方メートルとする。

【備考】

責任放流の規定のないダムにあっては、本条を削る。

第３節　放流

（放流の制限）

第15条　ダムに貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。

一　水位が満水位をこえるとき。

二　第25条から第28条までの規定により洪水時の調節を行なう必要があるとき。

三　第21条の規定により点検整備を行なう必要があるとき。

四　その他特に止むを得ない理由により必要があるとき。

（放流量）

第16条　ダムから放流を行なう場合の放流量は、洪水時の調節を行なうときを除き、毎秒○○立方メートルを超えてはならない。

２　洪水とは、ダムへの流入量の最大が毎秒○○立方メートルをこえる出水をいう。

（放流の通知）

第17条　管理者は、ダムから放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、これによって生ずる危害を防止するため「関係機関」に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

【備考】

「関係機関」については、関係の土地改良区、市町村、警察、土木出張所等を具体的に列記する。

第３章　ゲートの操作

（余水吐ゲートの操作）

第18条　余水吐ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

一　第15条に規定する放流を行なうとき。

二　第21条の規定による余水吐ゲートの点検整備を行うとき。

【備考】

余水吐ゲートのないダムにあっては、本条を削る。

（取水塔ゲートの操作）

第19条　取水塔ゲートは、取水の必要に応じて開扉するものとし、常に貯水位から○○メートル以内の水深にある水を取水するように操作するものとする。

２　第21条の規定による取水塔ゲートの点検整備は、かんがい期間以外の期間に行なうものとする。

（放水ゲートの操作）

第20条　放水ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

一　第18条第１号に規定する余水吐ゲートの操作のみによっては所要の放流を行なうことができないとき。

二　堤体等を点検し又は補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。

三　堆積土砂の掃流を行なうとき。

四　第21条の規定により放水ゲートの点検整備を行なうとき。

五　その他止むを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

【備考】

放水ゲートのないダムにあっては、本条を削る。

〔注意〕

ゲートの操作の具体的方法等については、それぞれの施設に応じて必要な規定を記載すること。

第４章　点検及び整備に関する事項

（点検及び整備）

第21条　管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車両並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行ない、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行なわなければならない。

（ダム及びその周辺の監視）

第22条　管理者は、ダム及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第５章　緊急事態における措置に関する事項

第1節　洪水

（洪水警戒体制）

第23条　管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

一　○○気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。

二　その他洪水が予想されるとき。

（洪水警戒体制時における措置）

第24条　管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一　関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。

二　最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時期的変化を予測すること。

三　洪水調節計画をたて、予備放流を行なう必要があるときはその水位を定めること。

四　ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

【備考】

放流ゲートのないダムにあっては第３号及び第４号を削る。

（予備放流）

第25条　管理者は、次条の規定により洪水調節を行なう必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第３号により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行なわなければならない。

（洪水調節）

第26条　管理者は、流入量が毎秒○○立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達し再び毎秒○○立方メートルに減少するまでの間毎秒○○立方メートルの流水をダムから放流することにより洪水調節を行なわなければならない。

ただし、管理者は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

（洪水調節後における水位の低下）

第27条　管理者は、前条の規定により洪水調節を行なった後において、ダムの水位を低下させる必要があると認めるときは、下流に支障を及ぼさない程度の流量を限度としてダムから放流を行なわなければならない。

（洪水に達しない流水の調節）

第28条　管理者は，気象，水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行なうことができる。

【備考】

放流ゲートのないダムにあっては、第25条から第28条までを削る。

（洪水警戒体制の解除）

第29条　管理者は気象及び水象の状況により洪水警戒の必要がなくなったと認めたときは、堤体等の異状の有無を点検し、異状を認めたときはすみやかに必要な措置をとり、その後に洪水警戒体制を解除するものとする。

第２節　かんばつ

（かんばつ時における措置）

第30条　管理者は、ダムの貯水状況及び長期にわたる降雨量の予報等を勘案して、かんばつのおそれがあると認めたときは、原則としてダムからの放流を停止し、理事長および○○事業の責任者等のダム利用者の意見を聞いて、取水に関する節水計画をたて、これにより取水を行ない、著しい用水不足を生じないよう努めなければならない。

第６章　観測及び調査に関する事項

（気象及び水象の観測）

第31条　管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

一　気象関係

　　　天気、気温、湿度、風力及び方向、降雨量、積雪量等

二　水象関係

　　　水位、流入量、放流量、取水量、水温、結氷等

（ダムの滞砂状況の調査）

第32条　管理者は，毎年低水位時（○月）に１回又は洪水の直後で必要があると認めたときは、ダムの滞砂状況を調査しなければならない。

（堤体の調査）

第33条　管理者は、堤体に設置された測定機器により、堤体の温度及び変位（沈下、移動量）、堤圧（間隙、水圧、土圧、揚圧力）、漏水等について調査又は観測を行なわなければならない。

（管理日誌）

第34条　管理者は，ダム管理日誌を備え，次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

一　前３条の規定による調査又は観測の結果

二　ダムの状況及び点検整備に関する事項

三　緊急時における措置に関する事項

四　ゲートの操作を行なったときは，操作の理由，操作の時刻，開度，取水量又は放流量

五　その他ダムの管理に関する事項

２　管理者は、毎月10日までに前月分の管理日誌を取りまとめ、理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附則

　この規程は、認可の日（令和○年○月○日）から施行する。

別表（第７条第２項）　略

【備考】

「土地改良施設の管理規程について」（農水省通知、令和２年６月29日２農振第1025号）を参考に作成する。